（調査事項等）

第六条　法人土地・建物基本調査は、調査票により、前条第一号に掲げる法人にあっては第一号から第五号までに掲げる事項を、同条第二号に掲げる法人にあっては第一号、第六号及び第七号に掲げる事項を調査する。ただし、同条第一号に掲げる法人のうち、資本金、出資金若しくは基金の額が五億円以上の会社又は第四条の規定に基づいて定めた年及び期日前一年間において売買による所有権の移転の登記を行った法人であって国土交通大臣の定める方法により選定したものにあっては、次の各号に掲げる事項を調査する。

一・二　（略）

三　所有する土地に関する事項

イ　宅地など（第五号に規定する土地を除く。）に関する事項

(1)・(2)　（略）

(3)　所有面積

(4)　（略）

(5)　取得時期

(6)　利用現況並びに第四条の規定に基づいて定めた年及び期日の五年前の利用状況

(7)　売却その他の処分及び用途転換の予定

(8)・(9)　（略）

ロ　（略）

四　所有する建物に関する事項

イ　工場敷地以外の土地にある建物（一棟当たりの延べ床面積が二百平方メートル未満のものに限る。）又は工場敷地にある建物（延べ床面積の合計が二百平方メートル未満のものに限る。）に関する事項

(1)　工場敷地にある建物か否かの別

(2)　棟数又は工場敷地の数量

(3)　（略）

ロ　イに規定する建物以外の建物に関する事項

(1)～(8)　（略）

（削る）

五　（略）

六　売買以外による土地の移動状況に関する事項

イ　移動の有無

ロ　移動した理由

ハ　移動した面積

（調査事項等）

第七条　法人土地・建物基本調査は、調査票により、国土交通省調査法人のうち資本金、出資金又は基金の額が一億円以上の会社にあっては次の各号に掲げる事項を、当該会社以外の国土交通省調査法人及び都道府県調査法人にあっては第一号から第五号までに掲げる事項を調査する。

一・二　（略）

三　所有する土地に関する事項

イ　宅地など（第五号に規定する土地を除く。）に関する事項

(1)・(2)　（略）

(3)　面積

(4)　（略）

(5)　取得時期及び今後の保有等の予定

(6)　利用現況

（新設）

(7)・(8)　（略）

ロ　（略）

四　所有する建物に関する事項

イ　工場敷地以外の土地にある建物（一棟当たりの延べ床面積が二百平方メートル未満のものに限る。）に関する事項

（新設）

(1)　棟数

(2)　（略）

ロ　工場敷地以外の土地にある建物（イに規定するものを除く。）に関する事項

(1)～(8)　（略）

ハ　工場敷地にある建物に関する事項

(1)　所在地

(2)　敷地に関する権原

(3)　延べ床面積

(4)　構造

(5)　建築時期

(6)　当該建物に係る信託受益権を保有しているか否かの別

(7)　価額

五　（略）

六　購入及び売却をした土地（合併による取得その他の事由により面積又は帳簿価額が増減した土地を含む。次号において同じ。）の有無に関する事項

（新設）

（新設）

（新設）